

法務省民二第 7 2 4 号
令和 4 年 8 月 2 日

一般社団法人マンション管理業協会理事長 殿

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

所有者不明土地問題の解消に向けた令和 3 年民法等改正に係る新制度の
周知広報について（依頼）

平素より法務行政の運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

政府を挙げて取り組んでいる所有者不明土地問題の解消に向けた対策の一環
として、「民法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 2 4 号）」及び「相
続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和 3 年法律第
2 5 号）」が令和 3 年 4 月に公布され、令和 5 年 4 月 1 日より順次施行される
ことになっています。

上記両法律は、遺産分割に関する新たなルールを導入したり、マンションを
含む不動産を相続した場合に登記申請を行うことを義務化したりするなど、国
民の皆様の社会生活に大きな影響を及ぼすものです。

法務省としても、これまで法務局・地方法務局、地方公共団体等を通じた周
知広報活動を実施してきたところですが、新制度の開始まで 1 年を切っている
中で、国民各層の認知度をより一層向上させるため、不動産の管理に係る
事業者の皆様とも連携した更なる周知が重要となっています。

ついては、貴団体におかれては、貴団体加盟の事業者に対し、下記コンテン
ツの案内による周知広報について御協力をお願いしたく、ご連絡いたしました。
お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

記

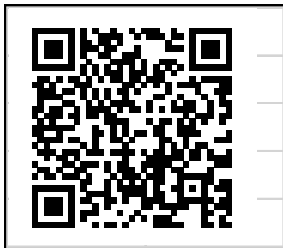
○新制度のご案内パンフレット

<https://www.moj.go.jp/content/001360926.pdf>



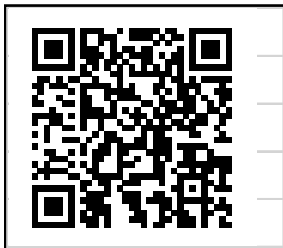
○新制度を説明した広報動画（約5分）

<https://m.youtube.com/watch?v=il6UGPPxBtw>



○相続登記の義務化など、新制度を詳しく説明した特設ウェブページ

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html



○相続登記の手続を説明した特設ウェブページ

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html



本件に関する連絡先 法務省民事局民事第二課 齋藤

TEL : 03-3580-4111（内2435）

E-mail : t-saitou.hah@i.moj.go.jp